

【町の財政状況について】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、各自治体は財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「資金不足比率」）を19年度決算から公表しています。

長泉町では、これまで、自主財源の確保や起債の抑制、事務事業評価による事業の見直しなどを積極的に行ってきたことにより、いずれの比率も健全な財政状況を示すものとなっております。

【健全化判断比率】

【資金不足比率】

	【健全化判断比率】				【資金不足比率】	
	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準		平成21年度	経営健全化基準
実質赤字比率	-	13.39%	20.00%	水道事業会計	-	20.0%
連結実質赤字比率	-	18.39%	40.00%	下水道事業 特別会計	-	20.0%
実質公債費比率	10.3%	25.0%	35.0%	※いずれも資金不足なし		
将来負担比率	-	350.0%				

①実質赤字比率とは・・・普通会計の実質収支を標準財政規模で割った比率であり、黒字の場合は「-」と表記します。

②連結実質赤字比率とは・・・全会計の赤字額から黒字額を引いた額を、標準財政規模で割った比率であり、黒字の場合は「-」と表記します。

③実質公債費比率とは・・・一般会計等が負担する起債の元利償還金や準元利償還金から充当可能特定財源（都市計画税等）を差し引いたものを標準財政規模で割った比率で、前年度に比べて1.7ポイント下回りました。

④将来負担比率とは・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債や債務負担行為に基づく支出予定額等）から充当可能特定財源（財政調整基金等）などを差引いたものを標準財政規模で割った比率で、今年度は負債の償還に充てることができる基金等の額が、実質的な負債額を上回ったため「-」と表記されています。

※これらの比率の数値が早期健全化基準等を超えると、「財政健全化計画」等を総務大臣に報告し、一定の行財政活動が制限されるようになります。